

新	旧
農業農村整備事業 総合評価落札方式（業務方針提案型） 評価ガイドライン （平成30年度版）  平成30年7月 秋田県農林水産部	農業農村整備事業 総合評価落札方式（業務方針提案型） 評価ガイドライン （平成30年度版）  平成30年4月 秋田県農林水産部

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

4 技術評価項目及び配点

(1) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点については、表－2のとおりとする。

なお、囲み表記している番号（例えば、2-1 等）の評価項目は、「総合評価試行の手引き」と共通する評価項目及び評価基準である。

表－2 技術評価項目に関する評価基準

評 価 項 目		配 点	摘 要
1	業務方針の所見	50.0	募集提案
	1-1 地域との関わりに関する提案	15.0	最大提案数5
	1-2 業務の遂行に関する提案	15.0	最大提案数5
	1-3 特定のテーマに関する提案	20.0	最大提案数5
2	企業の評価	10.0	
	<u>2-1</u> 企業の専門技術力(評価対象業務の優れた実績数)	2.0	
	<u>2-2</u> 企業の技術力(平均点)	2.0	
	<u>2-3</u> 担い手確保・育成への取組み(ワークライフバランス)	1.0	
	<u>2-4</u> 担い手確保・育成への取組み(職業体験等)	0.5	
	<u>2-5</u> 担い手確保・育成への取組み(若手・女性の継続雇用)	0.5	
	<u>2-6</u> 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無	0.0	
	<u>2-7</u> 企業の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
	<u>2-8</u> 企業の地域貢献度(災害応援等実績)	1.0	
	<u>2-9</u> 企業の地域貢献度(営業所の所在地)	2.0	
3	配置予定技術者の評価	15.0	
	<u>3-1</u> 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点)	3.0	
	<u>3-2</u> 配置予定管理技術者の技術力(優れた実績数)	3.0	
	<u>3-3</u> 配置予定管理技術者の技術力(保有資格)	1.0	
	<u>3-4</u> 配置予定管理技術者の技術力(継続教育)	1.0	
	<u>3-5</u> 業務執行体制 (配置予定管理技術者の手持ち業務数)	2.0	
	<u>3-6</u> 業務執行体制 (若手又は女性の配置)	1.0	
	<u>3-7</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
	<u>3-8</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(居住地)	2.0	
	<u>3-9</u> 配置予定管理技術者のプロポーザルの取組	1.0	
合計		75.0	

(2) 業務提案の評価方法

募集提案（業務方針の所見）の評価方法については、次のとおりとする。

1）委託業務共通仕様書、計画設計基準・設計指針、設計便覧、各種基準並びに法令に規定されている内容の提案については、評価対象外とする。

2）農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）及び公共測量作業規程の作業項目で、当然行うこととなっている事項については、評価対象外とする。

3）仮定に基づく提案内容の場合には、評価対象外とする。

4）募集提案に対して未記入の場合には、当該提案は加点なしとする。

5）提案可能項目数を超えて提案を行った場合には、当該提案は加点なしとする。

H30.7

- 7 -

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

4 技術評価項目及び配点

(1) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点については、表－2のとおりとする。

なお、囲み表記している番号（例えば、2-1 等）の評価項目は、「総合評価試行の手引き」と共通する評価項目及び評価基準である。

表－2 技術評価項目に関する評価基準

評 価 項 目		配 点	摘 要
1	業務方針の所見	50.0	募集提案
	1-1 地域との関わりに関する提案	15.0	最大提案数5
	1-2 業務の遂行に関する提案	15.0	最大提案数5
	1-3 特定のテーマに関する提案	20.0	最大提案数5
2	企業の評価	10.0	
	<u>2-1</u> 企業の専門技術力(評価対象業務の優れた実績数)	2.0	
	<u>2-2</u> 企業の技術力(平均点)	2.0	
	<u>2-3</u> 担い手確保・育成への取組み(ワークライフバランス)	1.0	
	<u>2-4</u> 担い手確保・育成への取組み(職業体験等)	0.5	
	<u>2-5</u> 担い手確保・育成への取組み(若手・女性の継続雇用)	0.5	
	<u>2-6</u> 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無	0.0	
	<u>2-7</u> 企業の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
	<u>2-8</u> 企業の地域貢献度(災害応援等実績)	1.0	
	<u>2-9</u> 企業の地域貢献度(営業所の所在地)	2.0	
3	配置予定技術者の評価	15.0	
	<u>3-1</u> 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点)	3.0	
	<u>3-2</u> 配置予定管理技術者の技術力(優れた実績数)	3.0	
	<u>3-3</u> 配置予定管理技術者の技術力(保有資格)	1.0	
	<u>3-4</u> 配置予定管理技術者の技術力(継続教育)	1.0	
	<u>3-5</u> 業務執行体 (配置予定管理技術者の手持ち業務数)	2.0	
	<u>3-6</u> 業務執行体制 (若手又は助成の配置)	1.0	
	<u>3-7</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
	<u>3-8</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(居住地)	2.0	
	<u>3-9</u> 配置予定管理技術者のプロポーザルの取組	1.0	
合計		75.0	

(2) 業務提案の評価方法

募集提案（業務方針の所見）の評価方法については、次のとおりとする。

1）委託業務共通仕様書、計画設計基準・設計指針、設計便覧、各種基準並びに法令に規定されている内容の提案については、評価対象外とする。

2）農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）及び公共測量作業規程の作業項目で、当然行うこととなっている事項については、評価対象外とする。

3）仮定に基づく提案内容の場合には、評価対象外とする。

4）募集提案に対して未記入の場合には、当該提案は加点なしとする。

5）提案可能項目数を超えて提案を行った場合には、当該提案は加点なしとする。

H30.4

- 7 -

新	旧																												
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 (2) 企業の評価 [10点] 2-1 企業の専門技術力（評価対象業務の優れた実績数） [2点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 3件以上</td><td>2.0点</td></tr><tr><td>b. 2件</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>c. 1件</td><td>0.5点</td></tr><tr><td>d. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。 ③「優れた実績」とは、評価対象業務で秋田県（発注部局は問わない）から通知された成績評定点80点以上の業務とする。 ④「評価対象業務」とは、公告文で明示する。 ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする。（出資比率は問わない。） ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員の実績合計を評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要な事項を記載する。 記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。 ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料（契約書添付の金抜き設計書など）及び「業務完了年月日」が分かる資料（検査結果通知書など）を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料（業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど）を添付すること。 ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認す H30.7 - 12 -	評価項目		企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価		評価基準	配点	a. 3件以上	2.0点	b. 2件	1.0点	c. 1件	0.5点	d. 無し	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 (2) 企業の評価 [10点] 2-1 企業の専門技術力（評価対象業務の優れた実績数） [2点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 3件以上</td><td>2.0点</td></tr><tr><td>b. 2件</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>c. 1件</td><td>0.5点</td></tr><tr><td>d. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。 ③「優れた実績」とは、評価対象業務で秋田県（発注部局は問わない）から通知された成績評定点80点以上の業務とする。 ④「評価対象業務」とは、公告文で明示する。 ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする。（出資比率は問わない。） ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員の実績合計を評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要な事項を記載する。 記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。 ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料（契約書添付の金抜き設計書など）及び「業務完了年月日」が分かる資料（検査結果通知書など）を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料（業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど）を添付すること。 ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認す H30.4 - 12 -	評価項目		企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価		評価基準	配点	a. 3件以上	2.0点	b. 2件	1.0点	c. 1件	0.5点	d. 無し	0点
評価項目																													
企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価																													
評価基準	配点																												
a. 3件以上	2.0点																												
b. 2件	1.0点																												
c. 1件	0.5点																												
d. 無し	0点																												
評価項目																													
企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価																													
評価基準	配点																												
a. 3件以上	2.0点																												
b. 2件	1.0点																												
c. 1件	0.5点																												
d. 無し	0点																												

新	旧																				
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 2-7 企業の地域精進度（同一管内実績）【1点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 同一管内での業務実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。 ②秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する(業務内容は問わない)。 ③国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。 ④評価対象の管内は公告文で明示する(発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する)。 ⑤評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内:鹿角市、小坂町 北秋田管内:大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内:能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内:秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 由利 管内:由利本荘市、にかほ市 仙北 管内:大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内:横手市 雄勝 管内:湯沢市、羽後町、東成瀬村 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要事項を記載する。 記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。 ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を	評価項目		過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無		評価基準	配点	a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点	b. 無し	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 2-7 企業の地域精進度（同一管内実績）【1点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 同一管内での業務実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。 ②秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する(業務内容は問わない)。 ③国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。 ④評価対象の管内は公告文で明示する(発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する)。 ⑤評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内:鹿角市、小坂町 北秋田管内:大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内:能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内:秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 由利 管内:由利本荘市、にかほ市 仙北 管内:大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内:横手市 雄勝 管内:湯沢市、羽後町、東成瀬村 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要事項を記載する。 記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。 ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を	評価項目		過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無		評価基準	配点	a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点	b. 無し	0点
評価項目																					
過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無																					
評価基準	配点																				
a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点																				
b. 無し	0点																				
評価項目																					
過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無																					
評価基準	配点																				
a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点																				
b. 無し	0点																				

新	旧																																								
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 (3) 配置予定技術者の評価 [15点] 3-1 配置予定管理技術者の専門技術力（評価対象業務の最高点） [3点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 85点以上</td><td>3.0点</td></tr><tr><td>b. 84点以上</td><td>2.5点</td></tr><tr><td>c. 83点以上</td><td>2.0点</td></tr><tr><td>d. 82点以上</td><td>1.5点</td></tr><tr><td>e. 81点以上</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>f. 80点以上</td><td>0.5点</td></tr><tr><td>g. 上記以外</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29.5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29.6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。 ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。 ④「評価対象業務」は、公告文で明示する。 ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑦配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。 ⑧管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式6の「配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点」欄に必要事項を記載する。 ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者との相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。 H30.7 - 20 -	評価項目		過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価		評価基準	配点	a. 85点以上	3.0点	b. 84点以上	2.5点	c. 83点以上	2.0点	d. 82点以上	1.5点	e. 81点以上	1.0点	f. 80点以上	0.5点	g. 上記以外	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 (3) 配置予定技術者の評価 [15点] 3-1 配置予定管理技術者の専門技術力（評価対象業務の最高点） [3点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 85点以上</td><td>3.0点</td></tr><tr><td>b. 84点以上</td><td>2.5点</td></tr><tr><td>c. 83点以上</td><td>2.0点</td></tr><tr><td>d. 82点以上</td><td>1.5点</td></tr><tr><td>e. 81点以上</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>f. 80点以上</td><td>0.5点</td></tr><tr><td>g. 上記以外</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29.5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29.6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。 ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。 ④「評価対象業務」は、公告文で明示する。 ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑦配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。 ⑧管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式6の「配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点」欄に必要事項を記載する。 ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を H30.4 - 20 -	評価項目		過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価		評価基準	配点	a. 85点以上	3.0点	b. 84点以上	2.5点	c. 83点以上	2.0点	d. 82点以上	1.5点	e. 81点以上	1.0点	f. 80点以上	0.5点	g. 上記以外	0点
評価項目																																									
過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価																																									
評価基準	配点																																								
a. 85点以上	3.0点																																								
b. 84点以上	2.5点																																								
c. 83点以上	2.0点																																								
d. 82点以上	1.5点																																								
e. 81点以上	1.0点																																								
f. 80点以上	0.5点																																								
g. 上記以外	0点																																								
評価項目																																									
過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価																																									
評価基準	配点																																								
a. 85点以上	3.0点																																								
b. 84点以上	2.5点																																								
c. 83点以上	2.0点																																								
d. 82点以上	1.5点																																								
e. 81点以上	1.0点																																								
f. 80点以上	0.5点																																								
g. 上記以外	0点																																								

新	旧																												
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 ⑤共同企業体の構成員として従事した業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料（業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど）を添付すること。 ⑥やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑦複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9－1又は9－2により評価対象者となった者を評価する。 ⑧その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 3-2 配置予定技術者の技術力 【3点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 3件以上</td><td>3. 0点</td></tr><tr><td>b. 2件</td><td>2. 0点</td></tr><tr><td>c. 1件</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>d. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②「優れた実績」とは、土木コンサル業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。 ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。 ④「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする(業務内容及び発注部局を問わない)。 ※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。 ⑤共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑥配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。 ⑦管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式6の「配置予定管理技術者の優れた業務実績」欄に必要事項を記載する。 ②添付書類は不要とする。 ③やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること(他の評価項目で提出 H30. 7 - 21 -	評価項目		過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価		評価基準	配点	a. 3件以上	3. 0点	b. 2件	2. 0点	c. 1件	1. 0点	d. 無し	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 添付すること。 ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑥やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑦複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9－1又は9－2により評価対象者となった者を評価する。 ⑧その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 3-2 配置予定技術者の技術力 【3点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 3件以上</td><td>3. 0点</td></tr><tr><td>b. 2件</td><td>2. 0点</td></tr><tr><td>c. 1件</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>d. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。 例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価 H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価 ②「優れた実績」とは、土木コンサル業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。 ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。 ④「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする(業務内容及び発注部局を問わない)。 ※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。 ⑤共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。 ⑥配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。 ⑦管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式6の「配置予定管理技術者の優れた業務実績」欄に必要事項を記載する。 ②添付書類は不要とする。 ③やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証 H30. 4 - 21 -	評価項目		過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価		評価基準	配点	a. 3件以上	3. 0点	b. 2件	2. 0点	c. 1件	1. 0点	d. 無し	0点
評価項目																													
過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価																													
評価基準	配点																												
a. 3件以上	3. 0点																												
b. 2件	2. 0点																												
c. 1件	1. 0点																												
d. 無し	0点																												
評価項目																													
過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価																													
評価基準	配点																												
a. 3件以上	3. 0点																												
b. 2件	2. 0点																												
c. 1件	1. 0点																												
d. 無し	0点																												

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

公告文例 1－3・・・土木関係建設コンサルタント業務【総合評価】（単体の場合）

業務別発注概要書（記載例）

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇－〇〇〇〇		
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託		
委託箇所	〇〇〇〇		
予定工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで		
予定価格	〇〇〇〇 円 （消費税及び地方消費税を含む。）		
業務概要	〇〇〇〇		

低入札価格調査制度適用の有無		有			
最低制限価格制度適用の有無		無			
総合評価落札方式適用の有無		有			
入札参加形態		単体			
入札参加者の資格	入札参加者の資格	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	土木関係建設コンサルタント業務	
			登録規程等	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）	
			登録部門	農業土木部門	
			営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する	
			県外企業の入札参加	入札参加（できる・できない） 次の要件をすべて満たす営業所であること	
		要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること		
			要・不要	秋田県の法人事業税の納税義務のある営業所であること	
			要・不要	当該業務部門に係る技術者（技術士、RCCM又は認定技術者）が常勤する営業所であること	
			同種類業務の実績	実績の有効期間	公告の日から過去10年以内
			業務の内容	農業農村整備事業に係る調査計画又は実施設計業務（工種・規模は問わないが、元請けとして完了したものに限る）	
	共同企業体出資比率	20%以上			
	配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	〇〇〇〇	
		技術者	実績要件	〇〇〇〇	
		照査技術者	資格要件	〇〇〇〇	
		技術者	実績要件	〇〇〇〇	
その他の事項	(1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。				
	(2) 秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者（共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者）に求める資格及び実績要件を満たす者とする。				
	(3) 管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。 （秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）の「配置予定の立場」の欄は、“担当（兼管理補助）”などと記載し、立場を明確にすること。）				

H30.7

- 37 -

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

公告文例 1－3・・・土木関係建設コンサルタント業務【総合評価】（単体の場合）

業務別発注概要書（記載例）

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇－〇〇〇〇		
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託		
委託箇所	〇〇〇〇		
予定工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで		
予定価格	〇〇〇〇 円 （消費税及び地方消費税を含む。）		
業務概要	〇〇〇〇		

低入札価格調査制度適用の有無		有			
最低制限価格制度適用の有無		無			
総合評価落札方式適用の有無		有			
入札参加形態		単体			
入札参加者の資格	入札参加者の資格	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	土木関係建設コンサルタント業務	
			登録規程等	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）	
			登録部門	農業土木部門	
			営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する	
			県外企業の入札参加	入札参加（できる・できない） 次の要件をすべて満たす営業所であること	
		要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること		
			要・不要	秋田県の法人事業税の納税義務のある営業所であること	
			要・不要	当該業務部門に係る技術者（技術士、RCCM又は認定技術者）が常勤する営業所であること	
			同種類業務の実績	実績の有効期間	公告の日から過去10年以内
			業務の内容	農業農村整備事業に係る調査計画又は実施設計業務（工種・規模は問わないが、元請けとして完了したものに限る）	
	共同企業体出資比率	20%以上			
	配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	〇〇〇〇	
		技術者	実績要件	〇〇〇〇	
		照査技術者	資格要件	〇〇〇〇	
		技術者	実績要件	〇〇〇〇	
その他の事項	(1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。				
	(2) 秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者（共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者）に求める資格及び実績要件を満たす者とする。				
	(3) 管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。 （秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）の「配置予定の立場」の欄は、“担当（兼管理補助）”などと記載し、立場を明確にすること。）				

H30.4

- 37 -

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書（記載例）
B 入札関係書類提出方法等

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出 等	提出期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から
	（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）及びその添付書類 エ 在籍証明書（様式第3号の4） オ 総合評価に係る技術資料（詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」による。）	
	提出方法 ・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	アの提出不要 秋田県〇〇振興局総務企画部 〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から	
（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
設計図書等に対する質問期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
設計図書等に対する回答期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
入札書の提出期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から	
（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班	
開札予定時刻		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時	
落札決定通知日（予定）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	
問 い 合 わ せ 先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局農林部農村整備課〇〇班
		所在	
		電話	
その他の事項			

H30.4
- 38 -

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書（記載例）
B 入札関係書類提出方法等

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出 等	提出期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から
	（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）及びその添付書類 エ 在籍証明書（様式第3号の4） オ 総合評価に係る技術資料（詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」による。）	
	提出方法 ・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	アの提出不要 秋田県〇〇振興局総務企画部 〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から	
（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
設計図書等に対する質問期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
設計図書等に対する回答期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時まで	
入札書の提出期限		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から	
（サーバー停止時間は除く）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班	
開札予定時刻		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時	
落札決定通知日（予定）		平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	
問 い 合 わ せ 先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局農林部農村整備課〇〇班
		所在	
		電話	
その他の事項			

H30.4
- 38 -

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書

C. 総合評価に関する事項

(委託番号：)

評価方式	総合評価(業務方針提案型)	
技術評価点の配点	業務方針の所見の配点(A ₁)	50 点
	企業実績等評価項目の配点(A ₂)	25 点
	合計(X) ※A ₁ ＋A ₂	75 点
技術評価点の計算式	技術評価点＝技術提案に係る獲得点数＋企業実績等評価分に係る獲得点数 (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点		25 点
価格評価点の計算式	入札価格≧調査基準価格の場合 価格評価点＝25点×(1－入札価格／予定価格)	
	入札価格<調査基準価格の場合 価格評価点＝25点×{(1－調査基準価格／予定価格) ＋0.5×(調査基準価格－入札価格)／予定価格} (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

自己評価申請書の提出様式(必須)	NN様式1
複数の配置予定技術者を申請する場合の提出様式(任意)	総合様式9

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
1-1	地域との関わりに関する提案	配点	15 点
		募集するテーマ	地域との関わりに関する提案
		記載する内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する具体的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－1
1-2	業務の遂行に関する提案	配点	15 点
		募集するテーマ	業務の遂行に関する提案
		記載する内容	地元業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する具体的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－2
1-3	特定のテーマに関する提案	配点	20 点
		募集するテーマ	(具体的に記載する) (例)○○○○○の生息に配慮した排水路工の実施設計
		記載する内容	(具体的に記載する) (例)地区南側に位置する○○清水には保全指標種である○○○○○の生息が確認されており、保全対策を講じる必要がある。ほ場整備計画との整合を考慮の上、保全水路の実施設計を行うにあたり、設計上工夫すべき事項の提案を求める。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－3
2-1	企業の過去○年間の 評価対象業務の優れた実績件数	基準配点	2 点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象業務	「○○○○」業務
		評価対象期間	平成○○年4月1日から平成○○年3月31日までに完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成績評定点80点以上の業務件数
		提出様式	総合様式2

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書

C. 総合評価に関する事項

(委託番号：)

評価方式	総合評価(業務方針提案型)	
技術評価点の配点	業務方針の所見の配点(A ₁)	50 点
	企業実績等評価項目の配点(A ₂)	25 点
	合計(X) ※A ₁ ＋A ₂	75 点
技術評価点の計算式	技術評価点＝技術提案に係る獲得点数＋企業実績等評価分に係る獲得点数 (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点		25 点
価格評価点の計算式	入札価格≧調査基準価格の場合 価格評価点＝25点×(1－入札価格／予定価格)	
	入札価格<調査基準価格の場合 価格評価点＝25点×{(1－調査基準価格／予定価格) ＋0.5×(調査基準価格－入札価格)／予定価格} (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

自己評価申請書の提出様式(必須)	NN様式1
複数の配置予定技術者を申請する場合の提出様式(任意)	総合様式9

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
1-1	地域との関わりに関する提案	配点	15 点
		募集するテーマ	地域との関わりに関する提案
		記載する内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する具体的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－1
1-2	業務の遂行に関する提案	配点	15 点
		募集するテーマ	業務の遂行に関する提案
		記載する内容	地元業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する具体的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－2
1-3	特定のテーマに関する提案	配点	20 点
		募集するテーマ	(具体的に記載する) (例)○○○○○の生息に配慮した排水路工の実施設計
		記載する内容	(具体的に記載する) (例)地区南側に位置する○○清水には保全指標種である○○○○○の生息が確認されており、保全対策を講じる必要がある。ほ場整備計画との整合を考慮の上、保全水路の実施設計を行うにあたり、設計上工夫すべき事項の提案を求める。 なお、提案可能項目数は最大5項目とする。
		提出様式	提出様式2－3
2-1	企業の過去○年間の 評価対象業務の優れた実績件数	基準配点	2 点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象業務	「○○○○」業務
		評価対象期間	平成○○年4月1日から平成○○年3月31日までに完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成績評定点80点以上の業務件数
		提出様式	総合様式2

新				旧			
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】				土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】			
2-2	企業の過去3年間の業務委託成績評定点（土木コンサル業務）の平均値	基準配点	2点	2-2	企業の過去3年間の業務委託成績評定点（土木コンサル業務）の平均値	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務（成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）			評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務（成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分の全ての成績評定点の平均値			評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分の全ての成績評定点の平均値
		提出様式	総合様式2			提出様式	総合様式2
2-3	ワークライフバランス企業認定等の有無	基準配点	1点	2-3	ワークライフバランス企業認定等の有無	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式3			提出様式	総合様式3
2-4	過去1年間の職業体験等の受け入れ実績の有無	基準配点	0.5点	2-4	過去1年間の職業体験等の受け入れ実績の有無	基準配点	0.5点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式3、総合様式4			提出様式	総合様式3、総合様式4
2-5	秋田県内に居住する若手技術者又は女性技術者の3年以上継続雇用の有無	基準配点	0.5点	2-5	秋田県内に居住する若手技術者又は女性技術者の3年以上継続雇用の有無	基準配点	0.5点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式3			提出様式	総合様式3
2-6	過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	基準配点	0点（-2点）	2-6	過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	基準配点	0点（-2点）
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式3			提出様式	総合様式3
2-7	過去3年間の同一管内における業務実績の有無	基準配点	1点	2-7	過去3年間の同一管内における業務実績の有無	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内			評価対象管内	〇〇地域振興局管内
		提出様式	総合様式5			提出様式	総合様式5
2-8	過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動実績の有無	基準配点	1点	2-8	過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動実績の有無	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式5			提出様式	総合様式5
2-9	主たる営業所（本社・本店）、支店・営業所の所在	基準配点	2点	2-9	主たる営業所（本社・本店）、支店・営業所の所在	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価基準	a. 主たる営業所が県内 2.0点			評価基準	a. 主たる営業所が県内 2.0点
			b. 支店・営業所が県内 0.0点				b. 支店・営業所が県内 0.0点
		提出様式	総合様式5			提出様式	総合様式5
3-1	配置予定管理技術者の過去〇年間における評価対象業務の最高点（管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る）	基準配点	3点	3-1	配置予定管理技術者の過去〇年間における評価対象業務の最高点（管理技術者として従事した実績に限る）	基準配点	3点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務			評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了した上記業務実績で、秋田県（発注部局は問わない）が通知した成績評定点の最高点			評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了した上記業務実績で、秋田県（発注部局は問わない）が通知した成績評定点の最高点
3-2	配置予定管理技術者の過去3年間における優れた実績の合計件数（管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る）	提出様式	総合様式6	3-2	配置予定管理技術者の過去3年間における優れた実績の合計件数（管理技術者として従事した実績に限る）	提出様式	総合様式6
		基準配点	3点			基準配点	3点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。			評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務（成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）			評価対象業務区分	土木関係建設コンサルタント業務（成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て）
		評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分で成績評定点80点以上の業務件数			評価対象期間	平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに完了し、秋田県（発注部局は問わない）が通知した上記業務区分で成績評定点80点以上の業務件数
		提出様式	総合様式6			提出様式	総合様式6

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

3-3	配置予定管理技術者の保有資格	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象資格区分	総合技術監理部門(〇〇選択)を保有している
			技術士(〇〇部門／〇〇選択)を保有している
		提出様式	総合様式7
3-4	配置予定管理技術者の過去1年間の継続教育(CPD)の取得状況	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式7
3-5	配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式8
3-6	若手又は女性を当該業務に配置	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式8
3-7	配置予定管理技術者の過去3年間の同一管内における業務実績の有無(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内
		提出様式	総合様式8
3-8	管理、照査及び担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価基準	a. 全員が県内居住 2.0点
			b. 2名が県内居住 1.0点
			c. 1名が県内居住 0.5点
			d. 県内居住無し 0.0点
		提出様式	総合様式8
3-9	配置予定管理技術者の過去10年間のプロポーザルへの取組実績の有無(管理技術者として従事した実績に限る)	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	NN様式2

H30.7

- 41 -

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

3-3	配置予定管理技術者の保有資格	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象資格区分	総合技術監理部門(〇〇選択)を保有している
			技術士(〇〇部門／〇〇選択)を保有している
		提出様式	総合様式7
3-4	配置予定管理技術者の過去1年間の継続教育(CPD)の取得状況	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式7
3-5	配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式8
3-6	若手又は女性を当該業務に配置	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	総合様式8
3-7	配置予定管理技術者の過去3年間の同一管内における業務実績の有無(管理技術者として従事した実績に限る)	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内
		提出様式	総合様式8
3-8	管理、照査及び担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	基準配点	2点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		評価基準	a. 全員が県内居住 2.0点
			b. 2名が県内居住 1.0点
			c. 1名が県内居住 0.5点
			d. 県内居住無し 0.0点
		提出様式	総合様式8
3-9	配置予定管理技術者の過去10年間のプロポーザルへの取組実績の有無(管理技術者として従事した実績に限る)	基準配点	1点
		評価基準	総合評価落札方式(業務方針提案型)評価ガイドラインによる。
		提出様式	NN様式2

- 41 -